

日比野病院倫理委員会運営規程

- 第1条 日比野病院倫理委員会（以下委員会）は、日比野病院の運営全般に関わる倫理上の問題等について協議し、意思決定することを目的とする。
- 第2条 委員会の分掌事務は、病院運営に関する倫理上のすべての事項とする。
- 第3条 委員は、理事長、院長、副院長、看護部長、診療技術部長、診療情報管理室、患者支援相談室、事務部長をもって充てる。
院長は特別委員として院外から若干名選任することができる。
委員長は、委員の中から院長が指名する。委員長に事故があるときは副委員長が職務を代行する。
- 第4条 会議は、必要な都度委員長が招集し、開催する。委員長は、必要と認める場合は、委員以外の参考人等を会議に出席させることができる。
会議内容は、議事録（様式5）として保管するものとする。
- 第5条 委員会は事務局を置き、事務部総務が担当する。

附則

この規定は、令和2年5月28日から施行する。